

文教福祉委員会

令和2年3月16日（月）  
午前9時59分～午後3時33分  
議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
- ・子育て支援部 今井子育て支援部長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○池田委員長

皆さんおはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

審査日程に従い、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思います  
が、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を  
心がけてください。

特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、  
前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願い  
いたします。

委員の皆様におかれましては、質疑のページ数と資料のページ数等を示した上で、1回  
につき2問くらいに絞っていただければと思います。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までに申し出  
ください。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第31号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部か  
らの説明をお願いします。

◎第31号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。ありますか。

○山下明子委員

税率、税額を決めるときに、標準税率を参考にしたということは理解しましたがけれども、結果として、応能割分、つまり所得割を減らして、そして応益割、全員かかる部分が負担増になるということで、この影響額の一覧表を見ても、結局は所得の低い部分の人たちは、オレンジのマークばかりで、要するに負担が上がるわけですね。280万円以下のところからぽつぽつ負担が下がる人たちが出てくるということで、結果として所得の低い人たちのところに負担増はやっぱり来るなという印象があるわけですが、こちら辺についてどのように認識されているか、ちょっとお聞かせください。

○梶山保険年金課長

委員がおっしゃるように、今回は所得の低いゾーンが高くなってしまっている傾向、そのとおりだと思います。

今、県の広域化の中で、応益、応能負担の割合というのがございまして、医療保険という性格上、なかなか所得だけに負担を求めるということができませんので、バランスとしては50対50に近づけていくというのが基本としてございます。

ただ、その分、7割、5割軽減、2割軽減の方もこのゾーンに入ってしまうので、協会けんぽとよく比較されるんですが、その中では、確かに安いとは言いませんけれども、そういう軽減という形で何とか調整させていただいているという状況でございます。今回、確かにそういうふうな状況には出ております。

○山下明子委員

いつも問題になっているのは、やっぱり国保の方たちはかなり非課税世帯が多いと。所得300万円以下の人が多いというようなこととか、ずっと言ってきていますよね。

それで、そもそも負担能力が低い人たちが集まっている中で、むしろ均等割の負担を下げたいと、一人一人にかかってくる均等割の部分を本当は下げたいんだということを言っている中で逆行しているという点は、これはちょっと今の国保加入者の方たちの構成から見ても、県に引っ張られてしまっているなという印象は否めないですね。もし佐賀市だけで運営を全部しているのであれば、こういうふうになったかどうかというのはちょっと分からないのではないかなと思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○梶山保険年金課長

佐賀県の国保の医療費は全国で一番高いという状況にありますので、この状況を何とか変えたいという一心で、医療費適正化策に何が一番効果が出るかということを経験してきています。

委員おっしゃられたように、この広域化、佐賀市であっても、佐賀県全体であっても、さほどそこについては、今、医療費は佐賀県全体が上がっている傾向にありますので、1人当たり医療費が上がっているという傾向を何とかして止めない限りは、今の現状では、この傾向というのはちょっと変わっていないと、広域化してもしなくてもそこはあまり影

響はないのかなというふうに思っております。

○山下明子委員

そういうことを言われるわけですが、結果としては、この標準税率を参考にしながら、所得割は下げるけれども、均等割、平等割のほうを上げていくということが県の示したものにずっと引きずられていっているという印象はやっぱり受けるわけで、結果としては所得の低い層に負担が残念ながら寄せられていると。

だから、負担が下がる人たちはいいんですけども、どこに負担が上がっていく人たちが出てくるかというところを見たときに、やっぱりここは、佐賀市独自であればそうではなかったんじゃないかなという気がしてならないということを意見として申し上げておきます。

○池田委員長

意見ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、第31号議案の質疑を終わります。

次に、第32号議案 佐賀勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、執行部からの説明をお願いします。

◎第32号議案 佐賀勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。

○山下明子委員

3の市内類似施設との使用料単価比較のグラフなんですが、下に市内類似施設一覧というふうに載せてありますけれども、この棒グラフのいつも突出して高いのはどこなんですか。3番目に当たるところは。棒の3番目の常に突出して高い施設はどこですか。

○健康づくり課職員

3番目のところは、佐賀商工ビル市民活動プラザです。以上です。

○山下明子委員

よければ、順番どおりになっているんだとすれば、どれがどれというのをそれぞれ示していただきたいんですけどね。

○健康づくり課職員

順番に申します。

一番左がメートプラザ、その次がほほえみ館です。その次が、ちょっと枠が空いているところもあるかと思えますけれども、市文化会館です。その次が東与賀の文化ホール、その次が一番突出しているところで、佐賀商工ビル市民活動プラザになります。

(発言する者あり)

○山下明子委員

いや、突出して高いというのは、常に突出して、3番目——そうすると何ですかね、教養文化室で高いのは文化会館ということですね。

○健康づくり課職員

そしたら、それぞれの部屋ごとに突出したところの施設を申します。申し訳ございません。

まず、教養文化室は市文化会館です。視聴覚室は飛ばします。

研修室が……

○古田健康づくり課長

研修室で突出しているのは佐賀商工ビルの市民活動プラザでございます。それから小会議室、これも市民活動……

○池田委員長

大会議室は。

○古田健康づくり課長

すみません。大会議室も市民活動プラザでございます。それから、小会議室も突出しているのは市民活動プラザでございます。

それから、多目的室は、これは文化会館になっております。それから、多目的ホールも文化会館になっております。

○山下明子委員

中身は分かりました。

それで、説明の中で施設の維持費は、5割は利用料で賄うという原則だというふうに言われるんですけども、その施設の目的によっては必ずしもそうではなく、利用者の負担を低く抑えるという目的で造られるということもあると思うんですね。だから、例えば公民館などは、市内の人は取らないということで無料であったりするわけなんですけど、そういう意味で、ここの勤労者総合福祉センターが造られたときの理念というものを考えたときに、よそより低かった理由があると思うんですけど、そこはどうなんですか。

○古田健康づくり課長

このセンターが造られたときは雇用促進事業団の施設ということで、佐賀市が運営委託を受けてしていたということもありまして、雇用保険の被保険者を想定した料金体系になっておりました。

ただ、同時に一般の方にも開放するというので、被保険者とは別に、被保険者の大体1.3倍前後の金額の一般向けの料金というのも設定されておりました。

それで、これを佐賀市に引き継いだ時点で、佐賀市民一般へ開放する施設というふうに位置づけをしております。

ただ、料金体系につきましては、2本立てであった頃の安いほうの料金をそのまま引き継いできております。

○山下明子委員

ということは、2本立ての安いほうというのは、つまり1.3倍ではなく、被保険者のほうの料金でしていたということですか。

○古田健康づくり課長

そのとおりでございます。

○重田委員

分かりました。大体50%を賄うのには1.44倍ですけど、1.5倍ということなんですが、安いから使っていたという部分も当然あると思うんですよね。利用率が下がると反対に――結構下がったら、もうちょっと上げないと合わないんじゃないかなという部分もあるんですけど、大体これを上げることによってどれくらい減ることを想定されていますか。

○古田健康づくり課長

上げることでどれくらいというのをきちんと数字で試算しているわけではございませんが、このセンターにつきましては、毎年利用者の方々にアンケート調査をしております。

その中で、料金につきましても幾つか意見が上がってまいりまして、いつも安い料金で助かっていますとか、いつも利用させてもらってありがとうございますとか、そういった意見はかなり出てくるんですけども、高いと言われる意見は、私が過去見た中で1件あったかなというように感じて、大半の方々は、このセンターの料金は安いものというふうに認識していただいているようでございます。したがって、これを上げたときにそれほど利用者が減ることはないのではないかというふうに考えているところでございます。

○健康づくり課職員

先ほどの説明に補足をさせていただきます。

具体的に、料金改定をして料金の上があった場合に、一番こちらのメートプラザで人気がございますのが多目的ホールなんですけれども、この多目的ホールは406人御利用できます。ただいま終日利用された場合、現在の利用では1万7,590円です。それを料金改定後、終日利用される場合は2万6,370円となります。これを同類の施設と比較した場合に、例えばエスプラッツホールは、これは200名の平席なんですけれども、3万6,000円でございます。もう一つ、市の文化会館、これはちょっと規模が大きくなりまして、814席なんですけれども、10万9,440円です。

これを比較した場合は、料金改定をしたとしてもかなり安価な価格で利用できるということで、お客様においても引き続き、こちらのメートプラザのほうを御利用いただけるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○山下明子委員

文化会館は1階の多目的ホールで比較すると幾らですかね。今、中ホールで言われたで

しょう。1階の400名規模での比較は。

○健康づくり課職員

ちょっと今確認しますけれども、すみません、時間がかかりますので、後もってよろしいですか。

○山下明子委員

一番大きいホールで見るというよりも、その規模を使いたい人たちの気持ちになってみないと、300名から400名ぐらいでやりたいと思っている人たちにとって、今までだと1万7,590円でとても助かっているのが2万6,000円になると。エスプラッツだと3万6,000円、文化会館で400名ぐらいでやろうとしたらどれぐらいかというふうに比べないと、ちょっと比較の対象が違うと思います。

○池田委員長

後で出してください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございますか。

(発言する者あり)

計算できますか。終日ですよ。

○古田健康づくり課長

すみません。そしたら、もう少し時間がかかりますので、後で説明いたします。

○池田委員長

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、先のほうに進みます。

それでは、次に第1号報告について説明をお願いします。

◎第1号報告 専決処分の報告について 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第1号報告については終わります。

先ほどの計算はまだでしょう。

(発言する者あり)

それでは、先に行きます。

それでは次に、第1号議案の審査を行います。

審査の順番につきまして、3款1項8目、9目及び4款1項については、健康づくり課分になりますので、まず、健康づくり課の分から審査したいと思います。

執行部から3款1項8目、9目及び4款1項について議案の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出3款1項8目、9目及び4款1項関係分  
説明

○池田委員長

健康づくり課分についての議案の説明がございましたけれども、これについて皆様からの御質疑をお受けします。

○永淵副委員長

先ほど、要は休日夜間こども診療所の話があったと思いますけれども、移転されて、少し時間が経過してきたところで、その点でお越しになる方の人数とかに差異があっているのか、そのあたりのデータがあったらお示しいただければと思います。

○健康づくり課職員

こども診療所のほうの人数ですけれども、平成29年度からよろしいでしょうか。

平成29年度、約1万5,000人、それから平成30年度は、これも約1万5,000人、平成31年度はまだ途中ですので、数字が出ていませんけれども——ということで、人数に変わりはないという形でよろしいでしょうか。以上です。

○永淵副委員長

ほほえみ館のところにあった頃は、平成29年度の前ということになるんでしょうか。

○古田健康づくり課長

そのとおりでございます。

○永淵副委員長

その数と比較したのを教えていただきたかったですけど。

○古田健康づくり課長

こども診療所の患者数でございますが、その年によって上下は当然ありますが、大体1万5,000人前後でずっと推移してきておりまして、移転した後に特に変動したということは、今のところはないようでございます。

(「分かりました。そこを確認したかったです」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

ほかにもございますか。

○富永委員

263ページの不妊治療の助成事業ですけれども、今回の見込みの人数を教えてください。人数というか、件数。

○健康づくり課職員

まず、人工授精の分は56人、あと体外顕微受精が259人で積算しております。

○富永委員

それは前年度の実績とかに応じてということよろしいですか。

○健康づくり課職員

委員が言われるとおりです。

○池田委員長

ほかにございますか。

○山下明子委員

267ページの予防接種助成費で、ロタウイルスの分を加えて、1,300万円でしたかね、増えたということなんですが、以前ロタウイルスを対象に加えてもらいたいと言っていたときは、まだエビデンスの関係でという話が出ていたと思ったんですが、それは大分前です。今回、ロタウイルスが加わることになったのはどういう動向があつてのことでしょうか。

○古田健康づくり課長

これは法定の接種になるということで、定期化されたということが理由でございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

○富永委員

269ページの上から2つ目、二重丸の休日歯科診療所運営経費の中の指定等維持管理委託料なんですけど、これは多分、昨年は600万円だったと思うんですけど、今年が550万円ということで、1年でこんなに変わるものなんですか。率直な質問です。

○古田健康づくり課長

指定管理委託料は、基本的に指定管理者ですので、診療報酬で賄っていただくというのが原則でございますが、それで不足する部分については、委託料で賄っているところでございます。

毎年、予算の前ぐらいにそのあたりのミーティングをいたしまして、大体どれぐらい不足が出そうとか、その収支の状況について報告を受け、大体委託料についてもこれぐらいでお願いしたいというような話もありまして、そういったことを踏まえて予算の要求をしているところです。今回は550万円でいこうということになり、お願いしているところです。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかはないようですので、先ほどの文化会館の使用料についてですね。

○健康づくり課職員

先ほどの文化会館の中ホールとイベントホール、本来、適切なイベントホールでの比較をすべきでした。申し訳ございませんでした。

イベントホールの金額でございます。終日利用した場合は5万9,280円です。席数としては400席ということで、メートプラザと同様の数字の席数になっております。以上でございます。



○池田委員長

これについてはいいですか。

○山下明子委員

分かりました。

大体四、五百名、300名から500人というぐらいの中でどこを使うかというときには、大変お手軽な価格で助かっていたということで、上げて2万6,000円だからよそより安いよということであるとは思いますが、そもそもの発想、施設ができたときの発想からいったときに、やっぱり低く抑えられてきて、それがゆえにまた利用率も高かったというふうにも見られると思いますので、そこら辺を半々、50%は利用料でというふうになって、結果としては1.44倍というふうにはなっているんですが、例えば、営業に関わるようなとか、そういうふうなものは使えないというふうになっていましたかね。そっちは割高になるとか、そういう使い方になっていますかね。

○健康づくり課職員

利用の方法については、例えば営業活動とかというような言い方なんですけれども、確かに営利目的というような形での利用は御遠慮いただいておりますけれども、福祉の販売であるとか、そういったものについては利用を制限いたしておりませんので、そういった形では御利用されておられます。以上です。

○山下明子委員

例えば、そういうときには割高になるとかいう使い方には全然なっていないわけですか。

○健康づくり課職員

おっしゃられるとおり、それで料金体系が変わるということはしておりません。以上です。

○古田健康づくり課長

ちょっと補足ですが、基本的に営利目的というのはかなり抑制しておりますが、福祉施設の販売等の営利を目的としないものに限定して、市長が特に認めるというような部分で許可しております。したがって、実際にそこで利益を上げておられるような使い方というのは、今のところないということでございます。

よその施設においては、それで割高にされる場所もあるようですが、うちの場合は実際そういった利用自体が実質的にございませんので、そのままの料金を適用しております。

○池田委員長

ほかにございませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、第1号議案中の健康づくり課分に関しては質疑を終了いたします。

健康づくり課の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、引き続き第1号議案の8目、9目を除く3款1項の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第3款1項関係分 説明

○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

197ページの先ほどの地域生活支援事業委託料のところ、日帰りショートの関係ですかね。今まで3名、2名としていたけれども、今回は1名分というふうに言われていたのですが、ニーズとしてはどういう状況なんでしょうか。

○蘭保健福祉部副部長兼障がい福祉課長

実績については後ほど御説明があると思いますが、ニーズとしては、今1床確保してまして、たまたまかもしれませんが、複数の方が同じような緊急時になるということはございませんで、今の1床の中で何とか回ってはいるということでございます。ただ、1床しかございませんので、障がいの特性によっては合う、合わないというところがございまして、そういったところで別途調整している部分はございます。

今年度は今のところ確保しておりますが、実績はないです。昨年度は2件か3件かたしかあったと思いますけれども。

○山下明子委員

障がいを抱えた方が地域で生活できるようにしていく上での一つの道筋になる部分だとは思いますが、なかなかそういう何というんですかね、練習する場にもなるのかなど思ったりするんですけどね。それがなかなか進まないと先に行かないという感じがするんですけど、実際利用されている方たちの利用のされ方というのはどういう状況になっているんですか。

短期で何日、どういう方たちがどういうふうにして何日ぐらい利用するというふうになって、この1床がどうにかこうにか回っているという——今回はなかったそうですが、2件、3件あったときはどういう状況だったんですか。

○蘭保健福祉部副部長兼障がい福祉課長

過去の実績の事例としましては、御高齢の親御さんと当該本人がお二人暮らしとかで、親御さんが緊急的に入院が必要だったというようなことがございますけれども、今までは事前に体験するような日帰りショートとかの制度はございませんでしたので、やっぱりなじむだろうかといったところは非常に心配しながらも、何とか受けていただいていたというような状況でございます。

今後はできるだけそういう緊急時を見据えて、やっぱり日頃の練習といいますか、その場所にまず慣れるとか、それもだんだん時間を延ばしていくとか、実際、緊急時でお預

かりするというときはやっぱり泊が伴ったりしますので、そういったところで徐々にやっていけるように、来年度、制度にない日帰りショートと言いましたけれども、制度にないということは、今、お金は出ないということでございますので、そのあたりはちょっと佐賀地区のほうで考えてやっていきたいということでございます。

○池田委員長

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないようですので、次に、3款2項、4項及び5項の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出3款2項、4項及び5項関係分 説明

○池田委員長

ただいま御説明がありましたけども、12時近いですけど、どうしますか。続けていいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○嘉村委員

215ページの老人ホーム措置経費、養護老人ホームのいわゆる措置経費ですけど、今度の見込みが76名分とおっしゃったんですかね。最近は、いわゆる養護老人ホームの定員割れというのが全国的に見られるというふうなことでありますけども、ここ近年の佐賀市の状況はどうなんですか。

○川副高齢福祉課長

まず、各年度末の老人ホームの措置者数になりますけども、平成29年度が79人、平成30年度が72人ということで、来年度については76名程度を見込んでおりますが、こちらの措置者数としては、毎年四、五名程度の入所のほうを措置しておりますが、施設で亡くなられる方が大体毎年平均10名ということで減少しております。

今年度、令和元年度につきましては、8名の入所措置を取りましたけども、1月の段階では、退所されたのが4名ということで、当初予算に計上しておりますように、今年度末は76名ぐらいになるだろうと思っておりましたが、2月、3月にかけて4名の方が亡くなられたために、今のところ、また昨年と同じ、年度末には72名の見込みになるだろうと思っております。

○嘉村委員

佐賀市の養護老人ホームというのは1か所ですかね。

○川副高齢福祉課長

佐賀向陽園、1か所になります。

○嘉村委員

定員が割れているということは、ここ近年ないわけですか。今の話は分からなかったけど。

○川副高齢福祉課長

佐賀向陽園につきましては県内から受け入れておりますので、佐賀市からの入所者が現在35名です。今のところ、向陽園は定員80名に対して79名の入所率となっています。

○嘉村委員

それから、入所の選定委員会というのがありますよね。このメンバーというのはどういう方がメンバーになっていますかね。

○川副高齢福祉課長

メンバー構成で……

○嘉村委員

選定委員会の構成メンバーですね。

○川副高齢福祉課長

佐賀保健所の保健官、それから医師、医師会のほうから2名、1人は精神関係ということで、もう一人は内科というか、総合診療になります。それから、民間の施設関係から2名、それと、行政関係としては、障がい、生活保護、高齢福祉のほうからという構成になっております。

○嘉村委員

民間の施設関係2名とおっしゃったけど、そこにはこの養護老人ホームの関係者というのは入っておられますか。

○川副高齢福祉課長

佐賀向陽園から参加いただいております。

○嘉村委員

何で聞いたかといったら、マスコミ等も結構取り上げていましたけれども、措置控えというのが非常に目立つんじゃないかということでマスコミも取り上げていましたね。

これは三位一体改革以降に、いわゆる養護老人ホームの福祉予算というのが、国の予算が削られたと。だから、直接市のほうで予算措置しなきゃいけない。もちろん交付税措置はあるでしょうけどね。

そういう中で、全額、市のほうが負担しなきゃいけないから、それよりも、例えば、最近是有料老人ホームもありますよね。そういうところに、さっき保護の話も出ましたけれども、保護の対象の人は高齢者が多いんですよね。そういう人たちは、保護をもらってそっちのほうに行ったほうが市の負担金が、いわゆる自治体の負担金が軽く済むというふうなことで、ほかにもいろいろ理由があるんでしょうけども、措置控えというのが目立ってきたようなことで言われておりましたので、その辺のところがあつて懸念がありましたので、今ちょっと確認しましたが、今後、そういうふうに疑念を持たれないように、やっぱり適正にこの措置に関しては審査していただいて、やっていただきたいなと思います。

○川副高齢福祉課長

確かに高齢者の措置者数というのは、やっぱり年々減ってきております。

先ほど委員もおっしゃられたように、10年前の施設数で比較してみますと、有料老人ホーム、平成21年度当時にデータ的には8施設ほどしかなかったのが、平成31年、今年度については、今のところ、4月1日では85施設ということで、各通りを通っていてでも有料老人ホームが目立つような状況になっています。

また、グループホームに関しても、35施設から50施設ぐらいということで施設が伸びてきております。それだけ、高齢者に何か症状が出た場合に、選択できる施設の数が全体的に増えてきたのかなということも思っております。

ただし、どうしても養護老人ホームでしか措置できない高齢者もいらっしゃいますので、十分、そのあたりの必要性というのは見極めながら取り組んでいきたいと考えております。

○川崎委員

質問じゃありません。

先ほどの253ページ、生活保護扶助費の関係で53億円、世帯数から金額等々いろいろ言われたんですけど、よければ資料提出をお願いしたいと思うんですけど。

○池田委員長

扶助費の内訳ですね。皆さん、資料を出してもらおうということでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○土井生活福祉課長

資料というのは、扶助費の内訳だけでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、作成して午後から配付したいと思います。

○池田委員長

12時になりますので、あとの質疑は午後からということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、午後に1時10分から再開ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、午前の部をこれで終わります。一旦、休憩します。

◎午前11時59分～午後1時08分 休憩

○池田委員長

それでは文教福祉委員会を再開します。

午前中に引き続いて第1号議案、3款2項についての質疑を受けたいと思いますが、初めに生活保護扶助費の内訳が来ておりますので、この点について、川崎委員のほうからはどうでしょうか。御質疑は。

(発言する者あり)

ほかの皆さんはどうでしょうかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、ほかの3款2項についての質疑をお受けしたいと思います。御質疑のある方は挙手をお願いします。

○山下明子委員

介護予防経費について、さっき決算の附帯決議に対する対応のことをちょっと言われていたこととの関係なんですけれども、各事業の資料で出していただいた分で、決算への対応の中で、介護予防・生活支援サービス事業については利用対象者の要件を拡大するなどの見直しを行うというふうに書かれているんですが、具体的には、それはどこかこれに反映されているんですか。

○川副高齢福祉課長

この資料の中の要件として……

○山下明子委員

これに関して決算の附帯決議を上げたわけですね。それで、それに応えて、利用対象者の要件を拡大するなどの見直しを行うと書かれているので、ここに出された保健福祉部6の資料でそういうのは反映されているんでしょうかということです。

○川副高齢福祉課長

この事業対象者となる要件として、以前は、この事業が終了後、引き続き通いの場へ参加というのを要件づけしておりましたが、機能が回復して日常生活を送ることによって維持、継続ができるということで、あくまでも参加要件の緩和ということを事業の変更というか、見直しの内容としております。

○山下明子委員

そうしましたら、ちょっと具体的にこの資料の中で、前回と開催教室数だとか、何か変わっているところがあればお示しいただきたいんですが。

○高齢福祉課職員

前回というのは、今年度実績見込みと比べてということによろしいでしょうか。

(発言する者あり)

センター版ですけれども、今年度、教室見込みとしては32教室を予定しております。それに対しまして、来年度予定としては28教室となっております。

地域版元気アップ教室ですが……

(発言する者あり)

介護予防通所サービス、8番目の……

○池田委員長

事業ごとに何教室から、来年度は何教室になりますというふうに言っていただければと思います。

○高齢福祉課職員

この1番からということですね。

○池田委員長

はい。

○高齢福祉課職員

2番、地域版元気アップ教室ですが、今年度の実施見込みが11教室に対しまして予算が15教室となっております。

3番目、街なか元気アップ教室、今年度見込みが3教室です。それに対しまして、予算としては3教室となっております。

続きまして、自主グループ支援についてですが、現時点で見込みとして81教室の支援を予定しております。それに対しまして、予算では110教室の支援ということになっております。

5番目、脳いきいき健康塾ですが、今年度は13団体、今、自主教室を予定しております。その支援を行っておりますけれども、それが来年度は14教室になる予定です。見込んでおります。

6番目、音楽サロン教室ですが、教室につきましては、今年度3教室を予定しております。それに対しまして、来年度の教室は4教室を見込んでおります。自主教室については、今年度、自主教室の実績は見込んでおりませんが、来年度は2教室の自主教室の予定をしているところです。

7番目、脳若教室です。脳若教室は、6教室、今年度実績見込みであります。来年度は4教室の見込みをしております。

8番目、介護予防、通所型サービスについては、現時点で見込みとしましては、9人の見込みをしておるところです。それに対しまして、来年度については、現時点で40人ということで見込みを上げているところでございます。以上でございます。

○山下明子委員

何か勉強会のときだったかと思うんですが、音楽サロン教室が10教室から4教室になるというような数字があったようで、私ちょっとメモしているんですけども、ありましたよね。

○池田委員長

うん、あった。

○川副高齢福祉課長

先ほどは今年度の実績で、補正予算のときにちょっと御説明しましたけれども、今年度の当初予算では、音楽サロンに関しては10教室を予定しておりました。結果的に今年度、地元と調整できたのが、実施できたのが3教室、来年度の4教室のうち今年度から移る分が3教室という形になっておりますので、そのあたりで、先ほどちょっと今年度の実績の部

分と、今年の当初予算と来年度当初予算の比較と、ちょっと数字が2つ出てきて混乱させたことは申し訳ありません。

○山下明子委員

分かりました。

そしたら、実数でということになったということなんですが、そうすると、一番上のセンター版元気アップ教室は、これは実績見込みで32教室あったのがさらに28に減るということになってしまうということですか。

○川副高齢福祉課長

今年度32教室を実施しておりましたが、どうしても1教室当たりにも少数、五、六人の教室というのが幾つかありましたので、やっぱりあまりにも少人数過ぎる、1人、2人休めば二、三人で1つ教室が開催になりますので、そのあたりを一緒にできないのかなということで、1教室大体10人以上を目標として教室のほうを設定させていただいています。

○山下明子委員

ということは、多分通いやすい場ということでもあったと思うんですが、実質的には統合するということになるんですかね、どういう状況になりますか。

○川副高齢福祉課長

開催場所については、やっぱり地域性を考慮して、場所的にはあまり変更がないようにしていますけれども、例えば前、水曜日教室と木曜日教室というのを2つやっていたのを1つにできないかとかいいう形で、教室をもう少し集中的に開催できないのかなと思っています。

○池田委員長

ほかにございますか。

○永淵副委員長

資料3の211ページのシルバー人材センターの助成金についてお聞きます。

シルバー人材センターの助成金、昨年度に比べて数十万円程度差があります。このことについてと、それと今、シルバー人材センターに登録している方の数のここ5年ほどの推移をお示してください。

○川副高齢福祉課長

補助金下がったのは、会員数の増加に応じて、国から別途補助金がつくような形になりましたけれども、今年度から来年度にかけての増がそこまでなかったということで、その分の補助金が補助対象ではなくなったということで、100万円程度ですけれども、その分が落ちてきたということになります。

それから、会員数の推移ですけれども、過去5年、平成27年度が876人、それから平成28年度が846人、平成29年度が880人、それから平成30年度が907人、それから今年度が915人、これは1月末現在の数になりますが、そういった推移になっております。



○永渕副委員長

最近テレビCM等もあっていたので、減少傾向かなと思って実は質問したんですけど、現在の形だと増加傾向にあるというところなんですけど、この分析はどうなっているんでしょうか。

○川副高齢福祉課長

シルバー人材センターのほうでも広報事業に力を入れられて、ラッピングバスをはじめ、各地域でのシルバー人材の会員募集の説明会開催などを行われて、その結果、平成27年から平成28年と大きく会員減少はありましたけれども、その後については、会員数というのは増加しているんじゃないかと思っています。

○池田委員長

ほかにございますか。

○山下明子委員

213ページの地域介護施設整備費補助金に関して、保健福祉部5の資料で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ができるということなんですけれども、これは定員のところは空欄になっていますが、大体サービスのエリアとか、規模というののはどのように想定されているんでしょうか。

要するに中部広域連合の中で、この事業がなかなか域内全体でも、小城のほうに1か所あるとかそんなぐらいで、ようやく佐賀市内にできるというところではあるんですが、在宅で見守りを受けるという点で欠かせない事業としていながら、なかなか手がないということで、ようやくここができるわけですが、西与賀にできて、担当エリアといいますか、エリアはどこになるわけですかね。

○高齢福祉課職員

すみません。エリア等についてちょっと資料確認をさせていただきますので、お待ちいただけますもよろしいですか。

○池田委員長

どれくらいかかりますか。

(発言する者あり)

ほかにありますか。

○川崎委員

先ほどシルバー人材センターで質問等があったんですけど、その下の段の老人クラブ補助金関係ですけど、これに関して、永渕委員と一緒に、今、会員数の推移をちょっと教えてもらいたいと思います。

○高齢福祉課職員

平成28年が1万3,500名、平成29年度1万3,025名、平成30年度1万2,441名、平成元年度1万1,373名でございます。

○川崎委員

この全体的な単位——会員は今分かりましたけど、その単位ですね。全体的な老人会の単位。

というのは、今回、この件に関して、1単位で30名未満と30名以上の補助金の関係を今度60名以上、90名以上と、いろいろ人数に合わせて補助すると、改革するということだったもので、それに対しての全体的な単位数とこれに対しての補助金の改革した内訳を教えてくださいと思います。

○高齢福祉課職員

30人未満が60クラブ、30人から59人が200クラブ、そして、60人から89人が32クラブ、90人以上が3クラブということで予算計上しております。

○川崎委員

ということは、30人未満が60クラブで、これが補助金は幾らですかね。その補助金が幾らかと、それで30人以上が幾らかということ、その内訳をちょっと明確にお願いします。

○高齢福祉課職員

30人未満が2万3,280円、30人から59人が4万6,560円、60人から89人が6万9,840円、90人以上が9万3,120円となっております。

○川崎委員

これを改革することによって、単位クラブは何単位がどれだけ、地区によってですね。結局今までは、30人未満はこの金額で、30人以上は幾ら人数が多くても4万6,000円、1つだったでしょう。それを今回改善して、60人以上から89人、90人以上とか、これに対してお金が違うんでしょう。その内訳がちょっと欲しいんですけどね。単位、どれだけ動いたかなと思ってですね。地区によって違うものですから。

○池田委員長

30人を起点に上下分かれていたわけですかね。

○川崎委員

今までは2本だったでしょう。2本だったもんで、その動いた上の60人から89人、90人以上が9万幾らだったその単位の数が。

○川副高齢福祉課長

今年度の助成実績でいいますと、30人未満のクラブが52クラブ、30人以上——今年度の補助金に関しては、30人未満と30人以上の2つの補助金しかありませんので、30人以上のクラブが実績では234クラブとなっております。

段階的に見直しを図ったのは、正直、先ほど言ったように、老人クラブの推移としてはどんどん減少傾向にあります。その老人クラブの役員の方と意見交換を実施した際に、やっぱり世話人、代表者の問題が少し老人クラブでもあるということで、世代交代がうまくいっていない部分がありますので、中には、クラブとして隣同士くっついて合併すると

いうお話もあっています。一方では大規模化するグループもあって、クラブ員数としては減っていないけど、単位クラブとしては減ったという状況の地区もありましたので、今回のそういった合併にも堪え得るような補助金制度に見直しを図ったところですよ。

○川崎委員

分かりました。

ちょっと分からない点があるんですけど、佐賀市の老人会のクラブに対して、この組織というのは、上の段には県があって、また国が。その補助金関係の流れというのはどうなっているんですか。そして、佐賀市も老人会があって、会員から1人頭、年間に幾らという会費は納めなきゃいけないでしょう。この国の関係、県の関係、その流れをちょっと知りたいんですけど、あるのかないのか、ちょっと分からないから。

○高齢福祉課職員

老人クラブへの補助についてですが、令和元年度で申しますと、1,500万円の補助対象額について、国、県の補助額が460万円、約30%となっているところですよ。

○池田委員長

国、県から。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川崎委員

この1,500万円に対して460万円、国、県から佐賀市に来ているということですよ。そして、市もこれだけの補助をしているということですよ。ということは——この間、こんな意見があったわけですよ。

こういうふうに老人関係のクラブ、老人会、こういうのは減少傾向で、経費が物すごく厳しい状況ということで、川副町のある老人会から、国から老人会のバッチを買ってくれということで、それは老人会のバッチというわけですよ。それで、強制的じゃないけど、最終的には強制的で、1単位ずつに3個ずつ買ってくださいということですね。それが1個1,000円で、使い道はどうですかと言ったら、結局は市に幾らか、県に幾らか、そして、最終的に八十何%は国のほうに行くと、こういうふうなシステムで、強制的にそうになっているわけですよ。

その補助金も市に何とか行くみたいなことを言われたもので、まさかそういうことはなかろうと思うけれども、バッチを強制的に国がそういうふうなことをしているということで、老人会等々が少しもめたということで、そこに市としても補助金を出している以上、そういった点はチェックしているかなと思うんですね。

○川副高齢福祉課長

そのバッチの件は、老人クラブ連合会がそれぞれ市、県、国と、そこもやっぱり全国組織まで持たれています。多分バッチの問題については、国の老人クラブ連合会が各県を通じて市の老人クラブ連合会のほうに購入のお話があったんじゃないかと思っています。そ

の補助金が佐賀市に入るといことはないんですけども、売上げの一部がひょっとすると市老連のほうに流れているのかも——佐賀市、行政のほうに流れるということはないです。

○川崎委員

そういうことが実際にあっているものですかね、やっぱり我が市としても見守っていく以上、補助している以上、そこら辺をチェックしながら、ある程度、県あたり、国あたりの動向等々を見て、指摘するときは指摘する必要があるんじゃないかならうかというふうに思うんですけど、そういうことで、その方向を老連のほうにも言うておいてください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○池田委員長

それは意見、要望でいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先ほどの答弁は。

(「もう少し時間をいただければ」と呼ぶ者あり)

○川崎委員

生活保護の関係で資料をもらっているんですけど、いいでしょうか。

1点だけですけど、これは葬祭扶助費の関係で、800万円が0円になっているんですけど、これはどうなっているかなど。これは、お亡くなりになった……

(「いやいや、増減」と呼ぶ者あり)

増減関係で、同じということですか。なくなったみたい……

(「なくなったんじゃない。そのまま」と呼ぶ者あり)

そのままということね。分かりました。いいです。

○池田委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第1号議案については一応ここまでとして、後でまた答弁のほうを伺います。

次に、第2号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計予算について執行部の説明をお願いします。

◎第2号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

○池田委員長

今、第2号議案についての説明がありました。委員の皆さんからの質疑をお受けいたします。

○山下明子委員

10ページ、11ページのところの一般会計繰入金ですね、これはさっきの一般会計のときに中身は説明しますということで言われていたんですが、結局1億3,900万円減った要因がちょっとよくつかめなかったんですが、すみません。

○梶山保険年金課長

1億3,900万の減額ということでございますが、まず、2,000万円につきましては保険基金安定繰入金の分でございます。7割、5割軽減を行っておりますが、こちらのほうは、被保険者数の減少によりまして、前年度当初予算比でございますが、こちらのほうを2,000万円減額とさせていただきます。

もう一つは、4節の財政安定化支援事業繰入金というものがございまして、こちらのほうは、以前は病床数が特に多いということに対する財政支援が認められておりましたが、令和2年度から完全に廃止となりまして、9,100万円の減額となっております。

それと、最後ですが、6節の保険者支援制度繰入金が当初比で2,900万円ほど減額になっておりまして、こちらのほうも軽減世帯が減ることによって、連動して繰入れが減額するような仕組みになっておりますので、これを合わせますと1億4,000万円ほどの減額となっております。

○山下明子委員

4節の関係で、病床数が多いことへの補助がなくなったというのは、これは今度からなくなったということなんですか。

○梶山保険年金課長

平成31年度、今年度から段階的に縮小ということではございましたが、この財政安定化支援事業繰入金というのは、国保を支える上で、一般会計からも何らかの繰入れをさせていただく部分をつくったと。もちろん地財措置をしておりますけれども、そういった部分をつくっている部分でございまして、今回、令和2年度では完全廃止ということでございますので、その分については一般会計からの繰入れ対象ではないですよという措置を引かれております。

○山下明子委員

金額的には、減った分でここが一番大きいわけですよ。それで、さっき基金繰入金の6,000万円は国保税の税額引上げを抑えるために入れたということではあったんですけども、結局、今まで一般会計からの繰入れをしてでも国保の上昇を抑えるべきじゃないかという問題提起をしたことに対して、県の一本化される中ではそういうことはなかなか難しくなったという話だったですね。結局、この9,100万円がなくなったということに関しても、都市部で病床数が多いとか、いろんな——精神の関係も入るんですかね。そういう条件があって、もらえていた分がもらえなくなり、それを理由に出せなくなりということになると、ますます国保会計に対して圧迫し、それが結局、歳入が足りなくなって国保税引上げというふうに動いていかざるを得ないということになると思うんですね。

だから、一般会計からの繰入を認めない方向がどんどん強まっていくとなると、非常にそれはそれで国保の被保険者に対しては厳しい状態になるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのように、これが締めつけられというんですかね、締められていくことに関しては、どういう認識を持たれていたんでしょうか。

○梶山保険年金課長

基本的には国のほうで制度を決めている部分がございますので、私たちとしても、そういった一般会計からの繰入部分というのは、当然増やしていただければありがたいと思っていますので、現状をもう一度きちんと整理して、九州都市国保研究協議会等もございまして、そういったもので研究しながら、国のほうにはきちんと要望等はさせていただきたいと思っております。

○山下明子委員

例えば、国保基金から6,000万円繰り入れましたと。この9,100万円がもしちゃんと繰り入れられていれば、国保税の引上げの部分というのは、もっと小さくて済んだということにもなるわけですよね。そこら辺は現実そうだとすることで、認識はそれでよろしいですか。

○梶山保険年金課長

それでよろしいと思います。

○山下明子委員

それから、28ページの高額療養費のことで、現状に合わせて、7,800万円見込みとして減らしましたという御説明だったんですが、高額療養費は適用が減っている状況なんですか。

○梶山保険年金課長

これにつきましても、医療費総額は減っている傾向にございますので、それに連動して、高額のほうも抑えたという数字にはなっておりますが、問題は国保の中での高齢化といえますか、1人当たりの医療費は上がっておりますので、額としては今回、若干下げさせていただいた予算になっておりますけれども、中身としては極端に高額にかかる人が——若干はあるかもしれませんが、重症化予防とかの効果もありますので。基本的には被保数減というのがございますので、それに応じた予算のつけ方になっております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので、第2号議案の質疑を終わります。

次に、第3号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算について説明をお願いします。

◎第3号議案 令和2年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

○池田委員長

ただいまの第3号議案の説明について御質疑がございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑はないようですので、第3号議案の質疑を終わります。

次に、第4号議案 令和2年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算について説明をお願いします。

◎第4号議案 令和2年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○池田委員長

ただいま第4号議案についての説明がありました。

質疑をお受けします。

○山下明子委員

国保のほうは被保険者減ですが、後期のほうは当然増えていくということで、人員としてはどれぐらいになるんですか。

○梶山保険年金課長

佐賀市の被保険者数でございますが、平成29年度で3万2,191人、平成30年度で3万2,650人、令和元年度3万3,094人と増加傾向でございます。

○山下明子委員

それで、さっきの1億700万円増の中にもう一つ、保険料率の改定分を見込んでいるということだったんですが、これに関しては。

○梶山保険年金課長

保険料改定に伴うものとしたしまして、これは2年に1回の改定でございますが、所得割率、現行が0.0988%を改定後で0.1006%、均等割額につきましては、現行が5万1,800円を改定後で5万2,300円とさせていただいております。また、保険料の賦課限度額も引上げでございまして、現行が62万円で、引上げ後が64万円となっております。

○山下明子委員

これまた、料、率が上がってしまっているということで、納め切れずにいる方たちへの対応などはどのようになっているんですか。

○梶山保険年金課長

まず、収納率につきましては、99.69%、平成30年度でございますが、うち特別徴収については100%となっている状況でございます。

差押えの状況でございますが、差押え件数としては74件、これは平成30年度でございますが、ほとんど預金の差押えといったことになっております。以上でございます。

○山下明子委員

この差押えになったところの方たちの何というんですかね、所得水準というのは分かりますか。どれぐらいのあたりでそうなっているかというのは。

○保険年金課職員

数値的にはちょっと把握しておりませんが、おおむね差押えに至る方というのは、年金からの特別徴収ではなく、ほかに事業収入、給与収入、役員報酬等、いろんな報酬があって普通徴収されている方というのが主なもので、割と所得があられる方という認識をしております。

○池田委員長

ほかにどなたかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、第4号議案の質疑を終わりたいと思います。

○川副高齢福祉課長

先ほどの質問の定期巡回・随時対応型の部分の答弁をよろしいですか。

○池田委員長

はい。保健福祉部5の資料ね。

○川副高齢福祉課長

定期巡回・随時対応型の訪問介護看護事業所については、決められた利用定員というのはありません。

ただし、人員の施設の配置基準、24時間対応のオペレーターが随時1人、24時間通じて1人いるとか、医療職、看護職というのが、月、常勤換算で2.5人という配置基準がございます。それからすると、大体1事業所当たり29人程度、30人未満の利用ではないかということです。実際、施設のほうに先ほどちょっと電話で確認しましたがけれども、施設のほうでもやっぱり29人程度を見込んでいるということになっています。

地域密着型の施設になりますので、サービスの担当エリアとしては、保健所管内、連合管内にはなります。ただし、これも事業所のほうでは、やはり訪問等随時対応という形になりますので、ある程度エリアのほうは絞りたいというお話があっておりました。

○山下明子委員

通報があって何分以内——30分とか何かそれぐらいのエリアに大体なっているのではないかなと思うんですが。

○川副高齢福祉課長

今、施設のほうで検討されているのは、15分以内の圏域だということで聞いております。

○山下明子委員

通報があって15分以内の圏域というのが大体どれぐらいのエリアになるかというのは、市としてはイメージをちゃんとつかんでおられますか。

○川副高齢福祉課長

設置場所が西与賀の高太郎ですので、基本的には市の西部が主な担当エリアになるかと思っています。



○山下明子委員

そうすると、今、連合管内で小城にあり、これができということで、まだまだ本当に佐賀市ということで考えても全然足りていない中で、何年もかかってようやく出てきたということなんですが、在宅に戻していこうという動きが国のほうで進められている中で、手を挙げる事業所を待っている状況になっていたら、全然増えない感じがするんですが、市としては、エリアごとを頭に入れてのお願いをしていくとか、何か増やしていく手だてとか、そういうことを何か考えておられるのでしょうか、この事業に関して。

たまたまできたからよかったねではちょっとやっぱり、全体的な24時間の在宅でどういうふうに通じていけるのかということや地域で頑張っていこうという政策になっている中で、どのように佐賀市としては位置づけておられるのか。

○川副高齢福祉課長

こういった24時間対応できる施設が市内各所にできれば一番いいんですけども、なかなかそれは正直難しい。今まで何年かかけて、委員おっしゃられるように、やっと1つできたという状況になっています。

ただし、もう一つ、医療、介護の連携のほうで、介護から医療、医療から介護という形でスムーズに移行できるように、退院支援ルールというのを作りながらその普及に今努めている段階です。介護事業所だけでなく、医療関係だけでなく、両方併せて勉強会なども実施して、お互いの行き来がスムーズにいけるように、今のところ、そういったことで事業のほうを進めております。

○山下明子委員

だから、要するに受皿としてのそういう訪問看護ステーションだとか、訪問介護ステーションだとか、そういうことも組み合わせながらということにはなるとは思うんですが、定期巡回・随時対応型というものがなかなか難しいという認識ですかね。どういうふうに思っているんですか。

○川副高齢福祉課長

正直、施設が簡単に幾つも増えるとはやっぱり考えておりません。いろいろ話を聞けば、現場のほうでは医療職の確保というのがかなり難しくなっている段階です。既存の施設でも、介護士を含め医療職の配置基準になっているところは、人員確保するだけで目いっぱいという形のお話もいろいろほかの社福法人から聞きますので、なかなか人員体制を、今の体制を維持するだけでも精いっぱいだというお話を聞いていますから、なかなか一足飛びに施設がどんどん増えていくものではないなという認識を持っております。

○山下明子委員

そうしたら、例えば、一般的にもその医療、介護職のマンパワーが足りないんで、これをどうにか増やしていくという手だてに関しては、国に対しても要請したりとかされていると思うんですが、こういうことも視野に入れながら、やっぱりほかの地域とも連携しな

がら声を上げていくと、要するに処遇改善も含めてしていかないと人はつかまらないと思うんですけれどもね。だから、そういうことに関して、ここも視野に入れながら、ぜひ声を上げていただきたいと思うんですが、そこはどうですか。

○川副高齢福祉課長

市長会等を通じて、いろいろとこういった介護現場の要望もこれまで上げてきております。やっぱり介護現場の処遇改善による引き止め策といいますか、それと含めて、昨年度はケアマネジャーの不足が今後考えられるということで、その辺の処遇改善等についても要望を上げてきたところですので、地域的な施設の充足率についても、引き続き機会あるたびに声を上げていきたいと考えております。

○池田委員長

ほかにはございませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、以上で保健福祉部に関する議案の質疑を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

○池田委員長

少し休憩を入れたいと思います。10分後に再開したいと思います。

◎午後2時28分～午後2時36分 休憩

○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

これからは、先週の13日の金曜日に子育て支援部の審査を行いましたので、そのときに資料の要求をしておりましたので、まず、その分の説明をお願いしたいと思います。

兵庫児童クラブの配置図の件と、それから、公立認定こども園整備事業についてのこれまでの経緯と、それと視察についての報告をとということでしておりましたので、まず、その分の説明をお願いしたいと思います。

○今井子育て支援部長

子育て支援部でございます。

13日に資料の不足分等があつて、再度、今日審査していただくことになりました。大変申し訳ございません。

その際、資料要求等もあつておりましたので、それも併せて担当のほうから御説明させていただきます。今、委員長がおっしゃられた順番でさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○久富子育て総務課長

それでは、本日お配りさせていただきました資料の子育て支援部6、一番最後のページになります。

第1号議案、児童クラブ施設整備事業、兵庫児童クラブ配置図でございます。

これは兵庫小学校の全体図を入れております。左下、方角的に言えば南西になりますけれども、今、既存の児童クラブがございまして、その西側に新しく専用館を建てる予定でございます。敷地面積は669平米となっております。以上でございます。

○池田委員長

これについて御質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですね。

それでは、公立認定こども園の整備についてお願いします。

○大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長

それでは、子育て支援部1と右肩に記しております資料のほうから御説明させていただきますと思います。

今回、公立認定こども園整備事業につきまして御質問いただいた部分でございます。

まず、配置図が1つ、それから、成章保育所の児童数の推移を示すものが1つ、それから、これまでの経緯を示すもの、そして、視察の報告書などということで、以上4点について資料要求がございました。この点について資料で説明させていただきます。

それではまず、資料の1番でございます。

私どもは、仮称の本庄認定こども園につきましては、まず機能面から本庄小学校との幼保小連携を継続して行っていくということを申し上げておりました。このため、現在の本庄幼稚園から移転する場合につきましても、本庄小学校とできるだけ隣接した土地ということで考えまして、本庄幼稚園の東側でございます公園、こちらを挟んで東側に農地がございます。今、地図上に破線で示している部分、この部分につきましては本庄公園の東側の農地で、今回の本庄認定こども園の候補地ということで考えている部分でございます。

建物といたしましては、平家建てで、できるだけ東西に長いほうがいいのではないかなどという御意見がございましたので、園舎の配置等を考えますと、こういう横長、そして正方形もしくは長方形に近い形がよろしいのではないかとということで、小さい道がちょうどこの破線部分で囲んでおりますところに上下2つございます。土地が2つございます。このいずれかで私どもは考えているところでございます。

御指摘いただきましたとおり、非常に道も狭いということもございまして、この辺も検討していかなければいけないことというふうに考えているところでございます。

続きまして、子育て支援部2の資料を御覧いただきたいと思っております。

成章保育所の児童数はどうなっているのかというふうな御質問でございました。

前回、各年度の10月時点での数字ということでお答えしていたんですけれども、例年3月時点の過去5年間の推移——今年度につきましては申し訳ございません。2月が最新のものとなっておりますので、今年度につきましては、令和2年2月の数字になっておりますが、

例年の数字ということで御覧いただきたいと思います。

この児童数、合計の欄がございます。合計の欄、平成28年3月が70名、平成29年3月が65名、平成30年3月が61名、平成31年3月が56名、そして令和2年2月時点では49名ということで、毎年大体5名程度ずつ減をしていっているというふうなものでございます。したがって、今現在の入所としては、定員に対しまして65.3%の入所率ということになっております。

続きまして、資料番号3のところは3点目の経緯でございます。

まず、私どもは、令和元年8月7日でございますが、これは公立の園所長会を開かせていただいたときのものでございますけど、そのとき、本庄こども園の施設についてということで、今まで各所長たち、それから私ども職員のほうで、どういったものが必要かということについていろいろ議論とか意見をいただいていた分、これをあらかじめ私どものほうでまとめまして、こういったものがたたき台になるのではないかとというふうにお示しし、それから意見をいただいた部分につきましては、矢印以降でお示ししているところでございます。

まず、1番目の目的のところでございますけれども、やはり認定こども園化というのが時代の流れの中で、保護者の保育の必要性が多くなってきたということから、保護者の就業等に左右されず、園児が通うことができる認定こども園を設置することとしていきたいというふうを考えているところでございます。

それから2番目に、認定こども園に求める機能ということで、成章保育所の保育機能、それから本庄幼稚園の幼児教育機能、そして、子育て支援拠点としての機能、そして3番目に、これまでの成章保育所、本庄幼稚園、そして子育て支援拠点の機能ということで改めて整理させていただいたところでございます。

成章保育所につきましては、モデル——障がい児の受入れ等について昔から積極的な園であったこと、それから支援を要する家庭等の子どもの受入れもしてきたところです。本庄幼稚園としては、本庄小学校との幼小連携教育施設であったこと、これもモデルケースでございます。それから障がい児の受入れや外国人の受入れ、そして、他の教育・保育施設の指導的な役割ということでございます。

それから、(2)というふうになっておりますが、すみません。ここは(3)でございます。失礼いたしました。

子育て支援拠点の機能ということで、相談、それから交流の場、情報の提供など3つの機能が必要ということで、役割が必要ということで考えております。

それと、4番目に言われるところは、もともと公立施設としての役割でございます先進的な取組をする園、それから障がい児の受入れ、そして支援の必要な子どもの受入れなど公立としての役割を踏まえ、これらのような従前からやってきたこと、それから認定こども園に求められる機能、そして公立の園としての役割、これらを踏まえまして、5番目のところで示しているものが先進的な取組をする園が必要ではないかというようなこと、そ

れから、障がい児や支援の必要な家庭等の子どもの受入れをする園、それから子育て支援拠点、本庄小学校との幼保小連携などが必要ではないかといったところでございます。

そして、次の6ページに参りますと、その機能から考える施設の方向性で、ここからが皆さん方の具体的な意見が様々出てきたところでございます。

5番目まではほとんど皆さん方も、おおむね今まで自分たちが言ってきた意見ということで了承していただきまして、6番からが、じゃ、今後、施設としてどう考えていくのかということでした。

ポツの右側に行きますと、矢印がございまして。この矢印以降が皆さんから出た意見というところでございます。

例えば、1番目のポツの幼児教育・保育施設としての先進的な取組をする園としては、保育教諭の研修施設をもっと充実してほしい、それから、やはり今は子どもたちを自由闊達に遊ばせて、その中で職員が発達に応じた環境づくりをしていくこと、そして、遊びの中から自発的な行為を学ばせる、解決できる能力を学ばせる、これらの活動をするのが先進的な教育・保育施設であるということから、園庭を十分確保してほしいというふうな御意見が出ました。

それから、障がい児や支援の必要な家庭の子どもを受け入れる園としては、やはり障がい児のことを考えると、1階建ての施設、見通しのよい部屋、保健室の設置、それから発達障がい児などのためのカームダウンのスペースが必要、それから、3番目のポツ、子育て支援拠点としては、やっぱり相談——今は、子育て支援のところに来られるお子さんは、普通に子どもを遊ばせるために来られる親子連れの方もいらっしゃいますけれども、やはりちょっと悩んでいるとかいうことが多くて、その悩みをほかのお母さんたちと話したい、あるいは聞いてくれる人が必要ということで来られる方が多いということで、やはり相談支援機能の充実というのが必要じゃないかということで、しかも相談となるとなかなか、ほかの保護者に会いたくない、在園児の子どもとは会いたくないとかいうことがあって、専有の施設がやっぱり必要ではないかということの御意見が出てまいりました。

それから、本庄小学校との幼保小連携につきましては、やはり本庄小との隣接地なども考える必要があるということがございました。

それから、これらの機能から考える方向性と併せて、7番目のところで現状の施設の課題解決ということで、現状の本庄のところでの問題点、それは駐車場が狭いから拡張してほしいとか、駐車場が行き止まりになっておりますので、事故防止のため、やっぱり安全確保する面では一方通行にしてほしい、それから、ホールも狭いのではないかとか、職員室は職員が倍増するので全然足りないといった御意見、それから給食室は、これは必ず機能として設置が必要というふうな御意見が出てまいりました。

これらのことが8月7日の時点でございますけど、もう一度しっかり皆さん方で考えてきていただいたのが8月19日でございます。

3ページのほうに進みまして、8月19日の日でございます。8月19日の時点では皆さん方、大字の1、2、3、4、認定こども園に求める機能、それから公立施設としての役割、本庄幼稚園の機能などにつきましては、おおむね皆さん方、了解していただきました。

そして、4番のところでございます。園の機能から考える施設の方向性として、幼児教育・保育で先進的な取組をする園としては、先ほど言ったような御意見、それから障がい児の子どもを受け入れる園としては、やはり平屋の施設、それから、全体を見渡せるような施設であること、保健室やカームダウンスペースの設置、それから、子育て支援拠点として専有のスペースの確保、そして、4点目が本庄小との幼保小連携機能を継続するために本庄小の隣接地であることなどがございました。

また、現状施設の課題解決としては、駐車場が狭いのではないかとということで、やはり駐車場の拡張が必要ということ、それから、通り抜けができないことについては一方通行とするほうがよい、そのほか、職員室の拡張が必要、給食室の設置が必要、それから、職員の休憩室、これは保育所がずっと開いている関係上、なかなか休憩する時間、お昼休みという時間がなかなか取れないといったことで、新しくできる施設につきましては、職員の休憩室はやはりできるだけ子どもから分離したところがいいというふうな御意見でございました。

それと、夏場の対応ということで、テラスが南側に大きく張り出しているようなところ、要するに日光が直接入るような施設というのはあまりよろしくないということで、テラスとか、廊下が南側に広いところがいいというふうな御意見も出てまいりました。

これらを踏まえて、8月19日に皆さん方で考えていただいたところとしては、6番目のところで示しているとおり、先進的な取組をする園、それから障がい児の受入れをする園、子育て支援拠点機能がある園、それから本庄小との幼保小連携機能を有する園ということで、現状課題への対応としては、駐車場の拡充、それから職員用スペースの拡充など、それから、その他施設の要件に関するということということで、できるだけやはり園舎としては全面南向き、しかも、東西にできるだけ長い園舎がベストであるということ——学校とかは大体東西に長い学校ということで対応していただいたところがございます。

そういった御意見をまとめて、私どもはこれを受けまして、最終的にどうするのかということで、その後、実際の場所、それから、面積などについて、他の施設なども参考にしながら考えていたところがございます。

その結果でございますけれども、4ページのほうに参りまして、11月15日に最終的に私どもの考え方をまとめたものを提出させていただいております。2のその後の対応状況のところ、園の機能に関する意見徴収ということで、8月19日の皆さん方から意見が出たことをまとめさせていただいたこと、それから、(2)で園機能に基づく設置施設の方向性ということで、本庄幼稚園については建て替えが必要ということです。なぜそうなったかということ、平家建て、東西に長い園舎ということは現施設では対応が難しいこと、それか

ら、平家建てとする場合、仮園舎の確保ができないということから現園舎での建て替えは困難としたこと、それから、新たな用地の条件といたしましては、幼保小連携を確保する意味から本庄小と隣接し、そして東西に長い園舎が取れる敷地となると、本庄公園東側の農地がよろしいのではないかとこのように考えたところでございます。

それから、現行施設の拡充ということで、やはり駐車場、それから子育て支援拠点、保健室、クールダウンスペース、職員室の拡充分、職員休憩室、給食室、給食の搬入などを考えて拡充が必要というふうに思ったところでございます。

(3)のところがその結論ということで、設置場所としては本庄公園東側の農地、そして、平家建て、東西に長い園舎、そして、面積的には8,000から9,000平米というところで考えたところでございます。

市長まで御説明し、了承を得て、この方向で進んでいくということで、その先、私どもといたしましては、事務的な作業を進めさせていただいたところでございます。

その次、子育て支援部4と書いた資料を御覧いただきたいと思っております。視察の状況でございます。

一昨年の9月に報告して、その後、私どもといたしましても、ほかの建物などをよく見ておく必要があるということで、平成31年2月に、九重町のここのえみつばこども園というところを見させていただいたところでございます。この園につきましては、平成28年度に開設されたという施設でございます、なかなか新規設置をした公立の認定こども園というのはなかったものですから、平成28年度にできたこの九重の施設のほうを訪問させていただいたところでございます。

2ページのほうに行ってくださいよろしいでしょうか。

現地で視察したところで、3段目、全体的なものとして、保育室が広々としている、カームダウンできる余裕もある。それが1階建ての建物のため、子どもたちの見取りをしやすいこと、デッキ部分が広く、雨の日もデッキで遊ぶことが可能、それから、保健室がございました。それから、専有の子育て支援センター——これは出入口も別な施設が別途あったというところで、それから、駐車場も相当取られていたんですけども、イベント時は全然足りないということで、イベントのときは役場などに車を止めてもらって、そしてピストン輸送されているということをおっしゃっていました。

それと、3ページのほうを見させていただきまして、これがみつばえんの園舎新築工事の概要というところで、工事概要のところの敷地面積が約9,300平米ということになっております。もちろんこれは園児数が300名の園でございますので、相当程度広い園となっております。ただ、園庭がかなり手狭になっておりまして、というのは、遊具を相当程度入れていらっしゃいましたので、どうしても園庭が狭くなってしまったこと、それから、駐車場もかなりスペースは取られているんですけど、それでもやっぱり混んでしまうというふうなところがございました。

ただ、施設的には、すみません、ちょっと見にくいんですが、4ページに図面を御用意させていただいております。上のほうが図面でございます、磁石のU字型のような形をしたところが園舎でございます。その真ん中が運動場でございます。こういうふうになっていきますので、園全体を見渡すことが可能ということで、子どもたちも非常に安心して遊べる、職員たちも見取りが非常にしやすいような園庭というふうになっておりました。

続きまして、子育て支援部5のほうを見ていただきたいと思います。

これは神崎市立ちよだ保育園を視察したときの状況でございます。こちらのほうの4の視察内容のところでございます。平家建てであったことから、見取りがしやすいということでございました。それから、南向きであるために部屋も明るい、日だまりのデッキは夏の暑さ対策のために有効というふうなことでございました。それから、その下の段でございますけれども、職員用の休憩室、これが保育室とはかなり離れた場所でございます、職員は休憩がすごく取りやすいというふうな話をされておりました。

こちらのほうもその他のところで書いておりますけど、やはりイベントのときは駐車場、千代田のほうは50台以上の駐車スペースを取られてはいますが、それでもやっぱりイベントのときは数が足りないということで、千代田庁舎からのバスでの輸送をされているということでございました。

それから、一番下のポツでございますけれども、廊下は余裕がある造りということで、これは防犯とか防災上も非常にいい施設だなというふうに感じたところです。それから、職員室が広く、余裕があるスペースで、なかなか今の園舎ですと打合せをするようなスペースもございませんが、ここの場合は打合せをするようなスペースもございました。

ちよだ園の資料でございますけど、2ページ、3ページはちよだ保育園が平成20年1月にできたときの首長の御挨拶文が載っております。そここのところで3ページの右側のところを見ていただきますと、首長のコメントの下のところでございます。事業概要というのがございます。

平家建てで1,400平米ほど、それから敷地面積が約8,000平米、定員150名、それから、運動場が1,800平米、駐車場も2,300平米ということで、ここに子育てサロン室というのが下から3行目に書いてあるんですけど、そのとき、子育てサロン室という名目で、実は遊戯場ですね、通常のホールを造られておりますが、実際にはここはサロンには使われていないということでございました。通常の園のホールとして使われているということでもございました。

したがって、私どもとしては、こういうふうな園というのは非常にすばらしい園の造りであるなというふうに考えました。この図面を見ていただいております、非常に一直線で——一直線ではないんですけど、すみません。園舎が南向きになっていて、非常に日当たりもよい。それから、南側が園庭でございますので、当然子どもの見取りはしやすいというふうなところで、職員、それから子どもたちにも非常に有効な施設という



ふうにかえたところでございます。

以上、私どもからの説明でございます。

○池田委員長

ただいま資料の説明がございましたけれども、皆さんのほうから御質疑はありませんか。

○嘉村委員

ちょっと声が出なくてすみませんね、聞き取りにくいかも分かりませんが。

資料を見ていると、令和元年8月19日に、いわゆる関係者による検討会で協議されて、ここで一応、現本庄幼稚園の建て替え——ここはそういうふうになっていたのかな。この時点でできないと。そして、11月15日に市長レクですよ。この資料で、ちょっとこういう会議があって無理ですと言われたと。じゃ、移転の方針決定は11月15日だったというふうに理解していいんですかね。ということでしょう。

それから、今議会に至るまで数か月あるわけですね。この間に何で説明できなかったのと。本来、そこまで方針が決まっていたならば、やっぱり研究会も開いているし、少なくとも議会のほうには変更の内容を知らせるべきだったろうというふうに思うんですけど、これが1点です。

それともう一つ、先日の公共事業用地取得の場合は、予算は見込みがなくともつけられるという話も出たような感じがしますが、それは例えば、何か道路とか公共事業の収用の場合、どうしても強制収用する場合とか、そういうケースもあるかも分かりませんが、こういうケースの場合は、ちょっと庁内でいろいろ聞いてみたんですけど、やはり事前に地権者にこちらからの意思表示をして、やっぱり感触なり、合意形成までできていないかも分からんけど、そのぐらいをした上で予算の査定に上げていきますという話も聞いたから、それからすると、今回のこれはあまりにも唐突過ぎるなという感じがするんですよ。

それで、先日言われたのは——時間がなかったから——この用地、この辺に——特定しなくてもいいですよ、この隣接する用地、このエリアでいきたいと決まったのはいつ頃ですか。この2点について。

○大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長

まず、8月19日の時点で私どもとしては、現地建て替えが困難であるということから、本庄公園の東側の農地がよろしいのではないかとというふうにかえたところでございます。

その後、じゃ、実際にどの土地がいいのか、それから、面積はどうするのかなどの事務的なところを詰めさせていただいたところでございます。

そういったところを踏まえながら、面積をどうするか、それから、立地的にどこがいいのかなどを考えておりましたところ、11月15日までの間で大まかな方向性というところで、今出させていただいているような土地が一番よろしいのではないかとというふうにかえたところでございます。

確かに、嘉村委員のほうから御質問いただきました方向性が変わった時点で説明すべき

ではなかったかという点でございますけど、この点については、本当に私どものほうから、8月19日のタイミングもしくは11月15日のタイミングなりで御説明すべきだったかというふうに思っています。

我々としても、場所を決めたり、面積を決めたりというふうなところと、それから事務的な今後のスケジュールなど、議会から聞かれるであろう御質問に対応するために、ちょっとそこら辺を考えているとなかなか議会に説明する機会を逸してしまったのかなど。ただ、方向性は確かに委員おっしゃるとおり、説明することができたのではないかと。その点は本当に反省しております。申し訳ございませんでした。

○今井子育て支援部長

ちょっと補足といいますか、当然、嘉村委員おっしゃるとおり、市長のほうにある程度、方向性の確認が取れた時点で議会のほうに説明すべきだったということは、すごく反省いたしております。申し訳なかったと思っております。

ただ、来年度予算の要求が、大体夏から10月ぐらいにかけてある程度出す段階で、相当来年は厳しいんだというようなお話もいただいている、この予算の確定の見込みがなかなか——市長と話をしたので、市長がオーケーと言えれば必ずつけていただけるものであればいいのですが、方向性だけ話して予算のことまでは、財源等私どもが示して話を持っていったわけではなかったもので、財政的な裏づけをある程度確定したいというのがあって、それが、金曜日にちょっとお話しさせていただいたと思いますが、一応財政当局のほうからある程度めどが立ったのが12月20日ということをお聞きして、ですから年明け早々にでもお話を持っていけば、少しでも研究会等を開くことが可能ではなかったかなというのが本当に反省でございますが、この間、13日に御説明した際には、事務的には12月20日ですけど、年明け早々に、それが1月29日になってしまったわけですけど、三役査定とかありましたので、そこで確実に話をして詰めることができ、それからちょっと議会のほうに持っていこうとした、それがもう既に何か月も遅い段階ですので、今考えれば、当然11月の時点で考え方だけでもこういうふうに、例えば、現地建て替えがちょっと無理だということで、そういう新たな隣接地を探さないといけないというようなことだけでも報告させていただければ、こういうことにならなかったなということで思っております。大変申し訳ございませんでした。

○嘉村委員

いろいろと説明されましたけど、11月の市長レクの時点で、やっぱり考え方だけでも示すべきだったんですよ。そうしないと、あんまりこんなことは言いたくないけど、これは議会軽視となりますよ。

それと、用地に関しては何もお答えされなかったけど、査定は分かりますけど、でもその前の時点でもう既に大体このエリアというか、エリアというよりもっと狭い範囲で欲しいということが分かっていたら、これは当然、ほかの庁内の話を聞けば、事前に少なくとも

もこちらから意思表示をして、こういうことだというので、地権者にはお伺いするというところもあると——あるというか、大体それが普通のやり方なのかなと、常道だろうと思うんですけど、そこからすると、あまりにも議会のほうには何も知らされなかったという感も否めない感じですけど。

○今井子育て支援部長

その点でございますけど、事前に例えば先ほどの正式なやつじゃなくても、通常のほかの公共事業で、委員おっしゃられたような地元に仮に入っていく際には、議会に多分方向性等を示して、こういうことで地元に入っていきますよという説明があつてのことだろうと思うんですよ。

それを言いますと、当然さっきの方向性のことを示していません。それはもう、大本はそこで、そこを私どもがしていなくて地元に入っていくということは、私どもとしてはちょっと考えられない、それこそ議会軽視になるんじゃないかなというふうに思っているものですから、今回はその地元に入っているというわけではないということでございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

○山下明子委員

それで、結局、結果的には場所が決まらないまま、予算を上げてあるということになってしまっていますよね。場所が道路の南なのか北なのかということもまだ分からない中でのというのが、結果としては、この上げ方で大丈夫なんですかということになっていくと思うわけですよ。

なので、私はこの施設を整備するというところだけに絞れば、別にそれはどうぞやってくださいと、いい施設を造ってくださいというふうに思うわけですが、1つはこの順番を間違っているために担保できない部分があるんじゃないですかねということなんですよ。そこはどうなんですかね。

○今井子育て支援部長

全てそこがちょっと間違っていた部分があつて、そこは謝罪するしかないんですけども、先ほど場所が決まっていない、もちろん、この範囲の中で選定したいということで、先ほど副部長が説明しましたけれども、当然、本庄幼稚園、間に公園を挟んでいますけど、一応先週金曜日にも申し上げましたように、南北に道があつて、東西に横に流れている道がありますけど、その上か下かのどちらかということになるんだろうなと。道を挟んで、ちょうど間というわけにはいきませんので、その際に、一番私どもとしては、本庄幼稚園から近い部分で、当然、希望としてですね——地権者がいらっしゃるので、そういうことは言っていないので、あまり人の土地に絵を描いてしまうと、なかなか厳しい部分はあると思うんですけど、私どもとしては、本庄幼稚園との隣接地というところで、小学校との

連携も考えますと、やはりどうしても道路の南側を最初に、希望としては思っております。

ただし、地元に入っておりませんので、それがなるべくベストのところで進めていきたいと思っておりますが、仮にかなわなかった場合には、北の土地ということでも、当然、隣接している場所ではございますので、進めていかざるを得ないかなというふうにはちょっと思っているところでございます。

それと、予算立てでございますが、先週金曜日もしましたが、この近辺の農地の売買は、それは用地のほうに確認させていただいた額で積算させていただいておりますが、実際に契約するときには、当然、正式なきちとした数字を出してするわけでございますが、相場として幾らということをお聞きして、それを基に必要な面積というのはちょっと試算をさせていただき、先ほどの8,000から9,000平米の中ですと思っておりますので、それを基に積算したところでございます。

○山下明子委員

1つは議会軽視だという言い方もあるかもしれないんですが、もっと言うと、地権者軽視でもあるわけですよ。要するに、もし本当に何も言っていないんだとしたら、全然自分が知らんうちに本庄公園の東側に建てると。ええ、どこって。うちの土地にみたいなことになったら、もっとひどい話だと思うんですよ。

議会軽視というのもひどいけれども、本当はそこに充てたいところにちゃんと言うというのは、それは議会に言う前にある程度しておかないと、それはそれでとっても失礼な話になると思うんですが、そこはどうなんですかね。

○今井子育て支援部長

その点については、話を持っていくときに、金曜日もし上げたと思うんですけど、裏づけがなく、正式なものじゃないというのでいいんじゃないかとおっしゃいましたけれども、やはりある程度、きちとした裏づけがなく、ましてや議会のほうにもお話をしていない話を持って行って言うことは、ちょっと責任を持ってない話になってしまうので、例えば、議会のほうで、もしこれが否決されるのであれば当然進めないわけでございますので、そのところを一応担保したところで、私どもとしてはそういうふうに対応したわけでございます。

○山下明子委員

議会としては何をもって判断するかということになるときに、地権者の了解を得ていますか、はい、大丈夫です、大体見込みがありますとか、一応話をして、これからまた交渉に入っていきますとか、いろんな段階はあるにせよ、何らかのことがあって、じゃ、どうぞ交渉を頑張ってくださいということになったりするのかなと思うんですが、じゃ、これが遅れたら、たしかこの前、富永委員も言われましたが、どんどん遅れる可能性だってあるんじゃないですかという心配とか、本当にお願ひしたかった南側が無理で、改めて北側にお願ひしますとなって、またそれだけ遅れるとかいうことにもなるかもしれない、なら

ないといいますがと、こういうどっちが先だという話になってしまうところが、本当に私はこういうケースは珍しい気がするんですよね。大体話が出る時、何か建てる時というのは、大体ここですよということで話はある程度決まっているものだという感じがあって、話が来ていたと思うんですけどね。そこが不思議でたまらないんですよね。

○今井子育て支援部長

一番ベストは、先ほど言いましたように、東側の道の南側をと思っていきますので、誠意を持ってお願いして、御了解いただけるように、いずれにしても北側も一緒ですけれども、まずはそこを責任を持って対応していきたいというふうに思っています。

ただ、そういう地権者の方の立場、いろいろ考え方もあるとは思いますが、どうしてもここではできないはっきりしたものがあれば、私どもが幾ら希望してもできない場合がございまして、その際はということではございしますが、当然、私ども一番ベストなのは、今申し上げたところで話を進めていきたいというふうには思っておりますので、責任を持って交渉させていただきたいというふうに思っています。

○嘉村委員

ちょっと同じようなことですが、やっぱり用地は、初めて聞いて、もう売らんと言ったら、この予算はどうなるの。いや、もう聞いた瞬間に、うちはここは売りませんという話にならないこともないわけですよね。

だから、事前に、これは民間でもそうですけど、やはりどうですかみたいところで当たった上で、感触を得ながら進めていくんですよ。

(発言する者あり)

いや、違う。あなた分かっていると言うけど、僕らは分かっていないから。聞いていないもん。聞いていないですよ。

だから、手順とするとそういうことなんですよ。そうすると、全くどうか分からないと。でも行きました。絶対売らないと。先祖伝来の土地だから、これ売って売らないと言われたときには、そこのところは全く駄目になるから、基本的には事前に感触なり当たって、やっぱりそれを得た上で事業予算も査定に上げていくという形になると思うんですけどね。だから、全然てにをはがなっていないような感じがしますけどね。

○今井子育て支援部長

当然売らないとおっしゃる場合もあると思います。その際は必要性、子どもたちのためにこういうことでぜひやりたいんだというふうなことをやっぱり説明していくしかないというふうには思っています。ですから、そこを分かっていたくように、1回言われたからということではなくて、そこは誠意を持って対応していくしかないなというふうに思っています。

いろんなところで用地交渉があつて、なかなか進まない話も当然聞いておりますので、そこはやっぱり足しげく通って説明させていただいて、また、建てる際にも、当然近隣の、

例えば住宅があればそこについても御理解いただかないといけないということになりますので、それについても、当然誠意を持って対応していきたいというふうに思っています。

○重田委員

同じことを今、山下明子委員にしてでも……

(発言する者あり)

だから、そういう答弁だから何回聞いても一緒じゃないですか。執行部がそこまでの提案をするなら、これをちゃんと執行し切らんなら、それなりの責任をちゃんと取っていただくので、それしかない。進め方が悪い——同じことを幾ら言っても私は一緒じゃないかなと思います。執行部はこの議案を自分たちの責任としてちゃんと出されるから、当然ちゃんとやっていただくのが当たり前と思うので、それでいいんじゃないかなと私は思うんですよ。それをいいか悪いかは議会で判断することであって、これ以上の質問をしてもですよ……

(「質問というか、質問も含めて言ったのは、我々の考え方、見方というのはこうですよということはやっぱ言わないとき」と呼ぶ者あり)

だから、向こうは議会で通っていない時点でそういうことはできませんと言われるでしょうが。それを2人も同じことを聞いて、同じ答弁で、それをまた何回も聞いてでも一緒じゃないかなと私は思うんですよ。

○池田委員長

最終的に判断はこちらでするわけですから、今後交渉はしっかりやっていただくということでもありますけども、やはり——ちょっと戻りますけども、本当に決定した11月なり12月の時点で一言、議会のほうにも報告していただければ、その後、地権者ともスムーズに進めたんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はしっかり反省していただいて、これについては、予算が通れば、しっかりまた地権者との交渉に誠意を持って当たっていただくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、ちょっと私もあれですけど、11月、12月に市長の決定、財政課もある程度取れたというまでの、やはりそこが、部なり保育幼稚園課で検討された経緯を私はもう少し知りたかったので、課の中でどういった会議が持たれて、そこでどういうふうの方針を転換しなければいかんという話になったのかというのを、やはりそういった記録が取られていないというのがあって、私もずっと公文書にこだわってきたものですから、その辺の会議録なりは取られていなかったのかなというのが私は一つあるわけです。だから、そういったものの説明がやはりできないわけですよ。

だから、そういった過去を振り返って、この時点でこうなりましたと、こういう議題が上がりましたと、そういうのをやっぱり今後しっかり会議録も取っていただいて、説明できる体制を取っていただきたいというふうに思っております。

○今井子育て支援部長

最後にすみません。重ね重ね大変申し訳ございません。

委員の皆様のおっしゃるとおり、11月15日、市長に方向性の確認が取れた時点で、研究会の形で議会のほうに報告させていただいておけば、ちょっと後手後手になって、結果的に思ったことができなくて、結局は議会軽視というふうに当然取られて仕方がないような状況になってしまいました。これは大変反省しております。申し訳ございません。

それから、意見集約ということで、大まかな意見の出たエキスの分だけを記録として、どこまでが要点筆記とかあると思います。会議録も全部が全部この会議録みたいにはできないかもしれませんが、打合せをした、検討会としてやった中身でございますので、できるだけ詳しく記録して、質問されたときには回答できるようにさせていただきたいと思えます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願ひします。

○重田委員

ちょっと1点だけ、昨年、富士小学校の体育館の問題、あれも結構時期的にもよく似ているねと思ってですよ。12月とか、1月とか、そういう感じで、そこで、市長は何かあったときは議会にちゃんと報告しますと、再発防止策とか、そういう部分で言われて、そして1年もたたないうちに同じというか、あれとは問題は違うかもしれないけど、基本的に、構造的によく似ているんじゃないかなと思ってですね。その辺はやっぱり反省していただいて、嘉村委員とか、山下明子委員とか、そういう意見もあると思うけど、私としては、方向変換した時点でちゃんとして、そして、あのとき何が問題だったのかというのを、あれも議会にちゃんと報告して、こういう方向でやりたいと思えますと、そしたら全協なり何か開いたら、そこまでには至っていないと思うんですよ。

そういう中で今回また結構似ているねと。そして時期は何か、予算の時期が過ぎていたからとか、そういうことは結構似ているねと思ってですよ。そういうのを全然反省してなかったんですか。

あの後は、富士小学校の体育館問題以降、報告せんでもいいようなものまでいろいろ報告が来るようになったんですよ。それにしても、これはなぜ出なかったのかなと思ってですね。その辺どうなんですか。

○今井子育て支援部長

もう謝罪するしかないんですけども、ちょっと自己弁護に聞かれるとあれなんですけども、やはり慎重になり過ぎて、ここまで決まらないと議会にはちょっと出したらというようところがあって、期限が迫って、それは私どもの勝手な判断でやったわけで、結果的にはこういうことになってしまったので、そこは反省しておりますので、二度とこういうことがないように対応させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○山下明子委員

資料の子育て支援部4の2ページ目のところで、視察した施設が朝倉市生い立つこども園

と書いてあるんですけど、これは間違いですよ。

○大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長

これは、視察いたしました九重町のみつばこども園を造られる前に九重町が視察に行かれた施設が朝倉市だったということです。すみません。

(「すみません、分かりにくくて。この園を建てるために自分たちが見たところが、参考にしたところがここなんだということです」と呼ぶ者あり)

○山下明子委員

要するに、ここのえみつばこども園はその後の3ページ、4ページのところが現地だということなんですね。分かりました。

そしてもう一つ、2の資料の成章保育所、私もこの8月以降の話合いされたときの記録を読んでいたら、本庄認定こども園を造るということに絞って、どういう施設を造るかという話合いがされたんだなということはよく分かりましたけれども、だからそこに関してはそうなんだろうなと。どんな施設を造りたいかなんだなというのは分かるんですが、成章保育所は統合するというのが大前提になってしまっているということですが、2の資料で児童数の推移を書かれているんですが、流れとの関係でいうと、平成30年9月ぐらいからこの動きが出てきて、保護者に話が行って、平成31年の入園のときからは、やがては本庄に行きますからねということが分かった上での入園ということになるわけですよ。だから、この推移で、ちょうど平成31年からが余計に減っている、56名に減っているという背景には、それがあるということだと思えるんですよ。だから、もしそれがなければ、ここまで極端に減ったかどうかというのはちょっと分からないわけだと思えるんですけどもね。

だから、何かそこら辺で、ちょっと話をされていて、それならしょうがないなという話になったとか、入園の相談のときだとかにそんな細かいところまで把握をされていますか。

○大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長

昨年9月定例会の時点で御説明した段階で、本庄に移転するということはおおむね了承していただいたということで、保護者向けにも、9月以降に入園してこられる希望者の方には、私どもとしては、今後、平成35年4月以降に在園される方については、基本的に本庄に移っていただきますというこの御説明はしておりました。ですから、平成30年9月定例会説明後は、そういう対応をさせていただいたところでございます。

ただ、表を見ていただいておりますが、それ以前の平成28年、平成29年、平成30年の流れを見ても、既に毎年5名程度の減少傾向というのはあったものかというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、子育て支援部についての審査を終わりたいと思います。お疲れさま



でした。

◎執行部退室

○池田委員長

それでは、付託議案についての現地視察ということで希望を取りたいと思います。

◎現地視察に関する協議

じゃ、現時点では2か所ということで、ほかの委員の方もその件はよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように車等の手配をしていただきたいと思います。

それでは、あしたは午前10時に、今度は教育部に関連した審査を行いますので、午前10時に開催したいと思います。

(発言する者あり)

現地視察は18日ですね、採決の前にということで。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

集合時間は、あしたお知らせしたいと思います。

以上で今日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。